

- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
燃え殻、紙くず、木くず、廃プラスチック類、廃家電類、廃家具類、廃マット類、汚泥、ガラスくず等の焼却不適物
- 5 変更事項
一般廃棄物処理施設の構造及び規模の変更
- 6 申請年月日
平成16年9月15日
- 7 申請書の縦覧場所
菊池市大字隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
 - (1) 期間
平成17年2月4日から平成17年3月4日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 時間
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
 - (1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
イ 〒861-1331 菊池市大字隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
 - (2) 記載事項
次の事項を日本語で記載すること。
ア 提出者の住所及び氏名
イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
（例）「九州産廃株式会社」が菊池市に設置している一般廃棄物処理施設（最終処分場）の構造及び規模の変更事業」
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
 - (1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号096-383-0628
 - (2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号0968-25-4155

熊本県告示第128号

平成17年2月11日から阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村を廃し、その区域をもって阿蘇市を設置することに伴い、一の宮町の公平委員会の事務の委託を平成17年2月10日限り廃止する。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第129号

平成17年2月11日から阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村を廃し、その区域をもって阿蘇市を設置することに伴い、阿蘇町の公平委員会の事務の委託を平成17年2月10日限り廃止する。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第130号

平成17年2月11日から阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村を廃し、その区域をもって阿蘇市を設置することに伴い、波野村の公平委員会の事務の委託を平成17年2月10日限り廃止する。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第131号

平成17年2月11日から上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町を廃し、その区域をもって上益城郡山都町を設置することに伴い、矢部町の公平委員会の事務の委託を平成17年2月10日限り廃止する。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第132号

平成17年2月11日から上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町を廃し、その区

域をもって上益城郡山都町を設置することに伴い、清和村の公平委員会の事務の委託を平成17年2月10日限り廃止する。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第133号

平成17年2月11日から上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町を廃し、その区域をもって上益城郡山都町を設置することに伴い、蘇陽町の公平委員会の事務の委託を平成17年2月10日限り廃止する。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告

熊本県公告第94号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク泗水店
熊本県菊池郡泗水町大字豊水3359番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社マルシヨク
大分県大分市東春日町13番11号 代表取締役 菊池 俊勝
 - (2) 小売業を行う者
株式会社マルシヨク
大分県大分市東春日町13番11号 代表取締役 菊池 俊勝
ほか（未定）
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成17年9月12日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,100平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
207台
 - (2) 駐輪場の収容台数
78台
 - (3) 荷さばき施設の面積
320平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
40立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成17年1月11日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室
平成17年2月4日から平成17年6月4日まで

熊本県公告第95号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年2月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県庁舎設備保全業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 履行場所
熊本県庁舎
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県庁舎設備保全業務委託に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去3箇年の間に延床面積35,000平方メートル以上の官公庁（公団、公社等を含む）の建物の設備保全業務の受託実績がある者
- (6) 過去3箇年の間に契約電力1,500キロワット以上の受変電設備を有する建物の設備保全業務の受託実績がある者
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による建築物環境衛生総合管理業（建築物環境衛生一般管理業を含む。）の登録をした者
- (8) 平成17年1月1日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年2月4日（金）から平成17年2月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成17年2月4日（金）から同年2月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。